

～10月17日から23日までは～ 秋の行政相談週間

北村では一日合同行政相談所を開設します

日 時 平成17年10月19日(水)
午後1時から午後4時まで
場 所 高齢者福祉センター「えみる」

行政に対する苦情、要望をお聞かせください
ご相談は無料・秘密を守ります。

行政に関して「こうしてほしい」というような住民の苦情や意見、要望があるとき、公平な第三者的立場で問題の解決や実現に努め行政運営の改善に役立てるのが総務省の行政相談制度です。この制度をより広く活用していくため、春と秋に行政相談週間が設けられています。今年の「秋の行政相談週間」は10月17日(月)～10月23日(日)までの1週間です。

こんなときや
こんな場合に…

- どこに相談したらよいのかわからない
- 手続や制度について教えてほしい
- 役場の説明に納得がいけない など

行政相談委員が親切・丁寧にアドバイスいたします。

■通常の『行政相談日』は毎月第4水曜日・午後1時～4時
場所は高齢者福祉センター「えみる」です。

行政相談委員は、行政相談日のほか自宅でも苦情や要望などのお申し出を受け付けていますのでお気軽にご相談ください。



総務省行政相談委員

わたなべ えいじ

渡邊 栄二さん

栄町591番地の16 ☎55-3623

10月は労働保険適用推進月間です！

労働保険は、農林水産省の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務づけられています。

厚生労働省では、未手続き事業解消のための一環として、今年度も10月を「労働保険適用促進月間」と定め「未手続き事業の一掃」を主要課題として、労働保険制度のより一掃のご理解をいただくこととしました。

まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに加入の手続きをしてください。

□お問い合わせ

岩見沢労働基準監督署 ☎22-4490

岩見沢公共職業安定所 ☎22-3450

(ハローワーク岩見沢)

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及び、その事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次のとおり改正されました。

最低賃金額 時間額 **641円**

効力発生年月日 **平成17年10月1日(土)**

※日額は廃止され、時間額のみとなっております。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

□お問い合わせ

北海道労働局労働基準部賃金課 ☎011-709-2311

岩見沢労働基準監督署 ☎22-4490